

いせさき
農業委員会だより
～第54号～

令和7年6月

発行所／
伊勢崎市農業委員会

編集／
伊勢崎市農業委員会
編集委員会



研修でまいた菜の花が満開になりました



昨年10月に赤堀地区で開催した「女性のための農業機械操作研修会」で、乗用型トラクターを使用して耕うんし、種をまいた菜の花が、満開になりました。

● 主な記事 ●

- P 2 : 多面的機能支払交付金を活用しませんか
- P 2 : 農地の賃借の仕組みが変わりました
- P 2 : 農地パトロールを実施します
- P 2 : 農地に関するQ&A
- P 3 : 群馬県総合表彰
- P 3 : 伊勢崎市賃借料情報
- P 3 : 農業者年金現況届の提出はお済みですか
- P 4 : 伊勢崎市農作業標準料金
- P 4 : 申請書の締切日は毎月10日です！



群馬県総合表彰

5月16日に群馬会館ホールで令和7年度群馬県総合表彰の表彰式が行われ、農業分野では、伊勢崎市農業委員会の元会長である齋藤富男さんが表彰されました。

群馬県総合表彰とは、多年にわたり、それぞれの分野において公共福祉のため献身的に寄与された功労者に対して表彰を行うものです。

齋藤富男さんにおかれましては、平成20年11月20日から令和5年11月19日までの15年間にわたり農業委員を務めていただきました。また、在任中の平成26年11月20日から令和2年11月19日までの6年間は、農業委員長に就いていただいたほか、群馬県農業会議副会長などの職を歴任され、



伊勢崎市さらには群馬県の農地行政や農業振興の発展にご尽力いただき、今回の表彰となりました。山本一太知事から、地域の発展や住民の福祉の向上のための努力を賞し、表彰状が送られるとともに、「全ての県民が、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる社会のために、これまで培われた豊富な知識と経験を活かしてほしい。」と式辞が述べられました。



伊勢崎市賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃貸借及び農地法第3条許可により設定された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下の通りです。

令和7年1月 伊勢崎市農業委員会

【田の部】

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
伊勢崎地区	5,500円	7,000円	1,300円	175
赤堀地区	5,400円	10,000円	4,000円	36
東地区	7,600円	15,000円	3,000円	28
境地区	4,900円	6,000円	1,000円	67

【畑の部】

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
伊勢崎地区	4,300円	7,000円	600円	54
赤堀地区	6,800円	10,000円	1,000円	24
東地区	4,900円	10,000円	1,000円	54
境地区	4,500円	10,000円	1,000円	89

①農地法改正（平成21年12月15日施行）にともない標準小作料金制度が廃止となった為、貸し手と借り手が賃貸借契約を結ぶ際、賃借料の目安となる価格として情報提供するものです。

②賃借情報ですので無償契約である使用貸借については件数に含まれていません。

農業者年金現況届の提出はお済みですか

農業者年金現況届は、年金を受給するために毎年必要な手続きです。

提出期日

○6月30日（月）まで

※土・日曜日は除きます。

提出場所

○農業委員会事務局、または各支所庶務課。JA本店及び各支店。

経営移譲年金を受給の人は農地の確認、諸名義変更の確認をします。

本人が署名できない場合は代理人に必要な事項を記入してもらい、提出することもできます。

現況届用紙は、該当者に5月末頃に農業者年金基金より直接送付されています。

【問い合わせ】

農業委員会事務局
農業振興係

☎27-2782

多面的機能支払交付金を活用しませんか

★多面的機能支払交付金とは

農地周り・水路などを共同で保全管理している活動組織に交付金を交付する制度です。

★対象となる主な活動

次のような活動が交付対象です。

①農地維持活動	交付単価
農地周り・水路の草刈りや泥上げ・点検など	田 3,000円/10a 畑 2,000円/10a 草地 250円/10a
②資源向上活動（共同）	交付単価
(1) 用排水路・ため池等の軽微な補修 (2) 地元住民と行う植栽、清掃などの共同活動 ※活動内容によって単価が減少する場合あり	田 2,400円/10a 畑 1,440円/10a 草地 240円/10a
③資源向上活動（長寿命化）	交付単価
用排水路・水門の更新など ※活動内容によって単価が減少する場合あり	田 4,400円/10a 畑 2,000円/10a 草地 400円/10a

★対象となる条件

①自治会や農業者及び営農団体、地元住民、水利組合などが中心となって立ち上げた活動組織であること。

普段草刈りなどの作業を行っている人たちが中心となり活動組織を立ち上げる必要があります。個人では対象となりません。

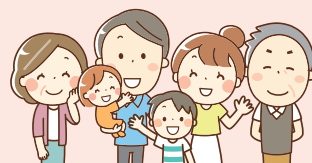
②活動を5年間継続すること。

★活動の流れ

組織の設立 → 事業計画の提出 → 事業計画の認定
→ 交付金の交付 → 活動の実施・記録 → 活動実績の報告
→ 実施状況確認

詳しくは、市役所農村整備課までお問い合わせください。

【問い合わせ】
農村整備課 ☎27-6271



農業経営基盤強化促進法等が令和5年4月1日に改正されたことに伴い、農地の所有者（貸し手）と借受人（借り手）の相対による利用権設定が廃止されました。令和7年度以降は、農地中間管理機構を介した契約に一本化されています。

【問い合わせ】農政課 ☎27-6272



農地の賃借の仕組みが変わりました

農地パトロールを実施します

農業委員会では、優良農地の確保と有効利用促進を図るため、8月から9月にかけて農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、利用状況調査という農地の利用状況についての現地調査を行います。この調査は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策などに取り組みものです。



農地に関するQ&A

Q 親の農地を相続したけど届出は必要ですか。

A 権利を取得してから概ね10か月以内に「農地法第3条の3の規定による届出」をしていただく必要があります。届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には10万円以下の過料が科されることがあるため、ご注意ください。

Q 相続で受けた農地を耕作できず、管理に悩んでいます。どうに相談したらよいですか。

A 農業委員会では農地所有者からの相談を受けて借り手とのマッチングを行っています。

農地を貸したいけれど、耕作者が見つからない方はぜひ地域の農地利用最適化推進委員または、農業委員会事務局にお気軽にご相談ください。

【問い合わせ】

農業委員会事務局

3条の3の2：農地係

☎27-2783

農地相談の3条の3：農業振興係

☎27-2782



令和7年度 伊勢崎市農作業標準料金

適用期間
令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで
(消費税込)

	作業名	単位	金額(円)	摘要
水 稲 作 業	1 耕起(ロータリー)	10a	7,370	
	2 代かき(ドライブハロー)	10a	7,370	2回かき
	3 畦めり	1m	57	コーナー仕上げ含む
	4 稲の育苗(硬化苗)	1箱	822	
	5 稲の育苗(出芽苗)	1箱	448	
	6 機械田植え	10a	9,130	苗運搬費2,640円加算
	7 側条施肥田植え	10a	10,340	肥料代は委託者負担
	8 除草剤散布	10a	2,310	農薬代は委託者負担
	9 病虫害防除	10a	2,530	農薬代は委託者負担
	10 刈り取り(コンバイン)	10a	20,020	ひも代別途、倒伏した状態は受委託者協議運搬費2,640円加算
	11 乾燥	60kg	1,159	
	12 粃摺り調整	60kg	1,098	
麦 作 業	13 耕起(ロータリー)	10a	7,260	
	14 除草剤散布	10a	2,420	農薬代は委託者負担
	15 病虫害防除	10a	2,530	農薬代は委託者負担
	16 刈り取り(コンバイン)	10a	19,360	ひも代別途、倒伏した状態は受委託者協議運搬費2,640円加算
	17 乾燥	60kg	1,320	
	18 施肥播種	10a	10,450	種子・肥料代は委託者負担
	19 ローラー(鎮圧)	10a	2,310	
そ の 他 の 作 業	20 深耕ロータリー	10a	19,360	
	21 サブソイラー(心土破碎機)	10a	4,620	10a以上の圃場を対象、間隔70cm以上
	22 ベイラー	10a	9,790	ひも代金、ヘイメーカー作業含む
	23 プラウ(耕起)	10a	6,160	
	24 空掘(乗用型)	10a	36,410	ごぼう
	25 堆肥散布	10a	10,010	マニアスプレッター 堆肥1.5t含む
	26 休耕管理	10a	32,670	ロータリー耕年4回(堀さらい、畦畔管理は別)
	27 レーザーレベラー	10a	30,360	
	28 ハンマーナイフ	10a	7,920	畦畔を除く(雑草高50cm未満)
	29 農作業全般	1日	10,600	8時間労働(消費税込)
	30 一般農作業(標準)	1時間	1,200	(消費税込)
	31 運搬費		2,640	

※この標準は、農業委員会が農作業委託料金等の適正化を図るために定めたものです。

利用に当たっては、圃場条件・作業の難易度等を参考にして受委託者で話し合い決定してください。

※一般農作業(標準)は、群馬県の最低賃金を下回らないように留意してください。(2024年群馬県最低賃金985円)

申請書の締切日は 毎月10日 です！

農地の売買や貸借、転用の許可申請などの締め切りは毎月10日となります。10日が休日の場合は、直後の市役所開庁日です。締め切り日付近は混雑しますので、お早めにお越しください。

○締切日

6月10日、7月10日、8月12日、9月10日、10月10日、11月10日

農地転用等の各申請書は
伊勢崎市のホームページから取得できます！

○検索方法

伊勢崎市のHP → 産業・入札・開発

→ 農業・林業・水産業 → 農業委員会

→ 農地法許可・届出関係の申請手続き

市のHP <https://www.city.isesaki.lg.jp>